

法律等の改正による変更点

	改正前 (下線部)	改正後
p.11 表 1-6 「疾病に応じた治療食の提供」の「概要」2行目	痛風食、 <u>先天性代謝異常食</u> *1,	痛風食、てんかん食、先天性代謝異常食*1,
p.12 表 1-8 「算定額」	「外来栄養食事指導料」 <u>130 点 (1,300 円)</u>	「外来栄養食事指導料」 イ 初回 260 点 (2,600 円) ロ 2 回目以降 200 点 (2,000 円)
	「入院栄養食事指導料 1」 <u>130 点 (1,300 円)</u>	「入院栄養食事指導料 1」 (1) 初回 260 点 (2,600 円) (2) 2 回目 200 点 (2,000 円)
	「入院栄養食事指導料 2」 <u>125 点 (1,250 円)</u>	「入院栄養食事指導料 2」 (1) 初回 250 点 (2,500 円) (2) 2 回目 190 点 (1,900 円)
p.13 表 1-9 「時間」	「外来栄養食事指導料」 <u>おおむね 15 分以上</u>	「外来栄養食事指導料」 初回 おおむね 30 分以上 2 回目以降 おおむね 20 分以上
	「入院栄養食事指導料」 <u>おおむね 15 分以上</u>	「入院栄養食事指導料」 初回 おおむね 30 分以上 2 回目 おおむね 20 分以上
「内容」	患者ごとにその生活条件・嗜好を勘案し、食品構成に基づく食事計画案または少なくとも数日間の具体的な献立を示した栄養食事指導箋を交付する。	患者ごとにその生活条件、し好を勘案した食事計画案等を必要に応じて交付し、具体的な献立等によって指導を行う。
p.64 下から 2~1 行目	健康増進法から削除 <u>される</u> (平成 27 年 4 月 1 日施行)。	健康増進法から削除された (平成 27 年 4 月 1 日施行)。
p.65 下から 3 行目	痛風食、 <u>先天性代謝異常食</u>	痛風食、てんかん食、先天性代謝異常食
p.116 痛風食と先天性代謝異常食の間にてんかん食を追加	(食種)	(備考)
	てんかん食	<ul style="list-style-type: none"> ●難治性てんかん (外傷性のものを含む) の患者に対し、炭水化物量の制限および脂質量の増加が厳格に行われた治療食 ●グルコーストランスポーター 1 欠損症またはミトコンドリア脳筋症の患者に対する治療食とした場合も含む

訂正・正誤等の追加情報につきましては、弊社ホームページ内にてご覧いただけます

<http://www.daiichi-shuppan.co.jp>